令和5年度 協働事業提案制度について

●提案型協働事業提案について

1 概要書提出状況

令和5年9月1日(金)~10月31日(火)の事前相談期間を設け、2事業について 提案型協働事業概要書の提出があった。

	事業名	提案団体	状況
1	「傾聴ボランティア養成講座研修」 ※別添概要書 1	傾聴ボランティア やまぶき	事前調整中
2	「みんながスター食堂!」 ※孤食・孤独をなくすためのこども 食堂を提案	ふじみ野キッチンカー協会 富士見支部	要件外

2 選考の流れ

(1) 概要書の提出及び要件の確認

9月~10月中に提出された、「富士見市提案型協働事業概要書(様式第1号)」 について、提案団体へのヒアリング等を行い、提案型協働事業及び提案者の要件を 確認。

- ・ 提案型協働事業の要件 (次の要件をすべて満たす事業)
 - ①市内で実施される公共的または公益的な事業であって、地域課題の解決または地域の活性化を図ることができるものであること
 - ②具体的な効果及び成果を期待することができること
 - ③市民と市の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果を期待することができること
 - ④提案した団体などが実施することが可能な事業であること
- ・提案者の要件(次の要件をすべて満たす法人、団体)
 - ①法人または3人以上で組織している団体で、その構成員の半数以上が市内に在住、 在勤または在学していること
 - ②市内に事務所または事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること
 - ③提案型協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること

(2) 事前調整

協働の相手方となる市の担当部署との調整を行う。

(3)提案

事前調整済みの提案について、令和5年12月1日(金)~12月28日(木) 下記書類を提出。

- ①富士見市提案型協働事業提案書(様式第2号)
- ②事業計画書(様式第3号)
- ③収支予算書(様式第4号)
- ④富士見市提案型協働事業提案者自己紹介シート(様式第5号)
- ⑤その他市長が必要と認める書類

(4) プレゼンテーションによる選考

開催日時	令和6年1月25日(木)	午後7時から~	
会 場	富士見市役所 第1・2・	3会議	
出席者	富士見市市民参加及び協働推進委員会		
・富士見市市民参加及び協働推議		働推進庁内委員会	
内 容	・プレゼンテーション	20分程度	
	・質疑応答	10分程度	

【選考の流れ】

①推進委員会委員としての意見

プレゼンテーション審査メモのコメント欄に記入したメモをもとに、提案事業に対する委員としての最終的な意見を、意見・評価欄に記入する。

②推進委員会としての意見集約

令和6年2月8日(木) 開催の第4回推進委員会で、提案事業の実施の可否 について協議した結果を、推進委員会の選考に関する意見として庁内委員会へ 提出する。

③庁内委員会委員としての意見

プレゼンテーション審査メモのコメント欄に記入したメモをもとに、提案事業に対する委員としての最終的な意見を、意見・評価欄に記入する。 この意見は、庁内委員会へ提出する。

④意見集約

令和6年2月15日(木)開催の第4回庁内委員会庁内委員会で、推進委員会の選考に関する意見を踏まえ、審査要領における審査基準に基づき提案事業の選考を行い、選考結果を市長へ報告する。

●アイデア提案

提案型協働事業へ転換することを前提として、事業のアイデアを提案してもらい、市は アイデアを登録し、公表を行う。一緒に事業を実施する人を探すために利用することも可 能。

1 登録申込書提出状況

事業名	提案者	概要等
若者向け生活支援・相談窓口を含ん	個人	生活困窮やヤングケラー、不登校や
だ居場所作り事業		犯罪、非行など様々な悩み・生きづら
※別添提案書 1		さを抱えた若者の立ち直り、居場所、
		相談のできる居場所づくり事業。

2 登録の流れ

(1)登録申込書及び提案書の精査 アイデア提案は、提案型協働事業の要件を満たす内容のものとする。

(2) アイデア提案の登録

提案されたアイデアの登録の可否について、<u>富士見市市民参加及び協働推進庁内</u> 委員会に諮る。

(3) 公表

登録日から最大3年間、概要を市ホームページに公表する。